

# 日光とくとく商品券

がんばれ日光!一致団結プロジェクト



## 宿泊施設専用券 未使用商品券 払い戻しのご案内

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和3年1月14日から栃木県全域に緊急事態宣言が発令され、外出の自粛が要請がされております。

これを受け、日光とくとく商品券『宿泊施設専用券』に限り、有効期限(令和3年2月28日)までに使用できなかった商品券を、下記の通り払い戻しを行います。

商品券をご購入いただいた皆様や、加盟店の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力頂きますようお願い申し上げます。

### 払戻対象

宿泊施設専用券(額面13,000円)

※一般分商品券は払戻対象ではありません。

### 払戻期間

令和3年3月1日(月)~令和3年3月31日(水)

### 払戻方法

日光商工会議所各事務所または足尾町商工会窓口にて、未使用商品券と引き換えに現金で払い戻しいたします。

上記期間の内、土日祝祭日を除く平日9:00~15:00の時間内に窓口にお越し下さい。

※郵送での対応はいたしかねますのでご了承ください。

**注意**

一般分商品券は払い戻しの対象となりません。有効期限は令和3年2月28日(日)までとなりますので、お早めにご利用ください。

受付窓口	住所	電話番号
日光商工会議所今市事務所	日光市平ヶ崎200-1	0288-30-1171
日光商工会議所日光事務所	日光市宝殿66-1	0288-50-1171
日光商工会議所鬼怒川事務所	日光市鬼怒川温泉大原1406-1	0288-70-1171
足尾町商工会	日光市足尾町松原11-17	0288-93-2267